

いわゆる「預託商法」につき抜本的な法制度の見直しを求める意見書

2018年(平成30年)7月12日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 預託商法のうち、事業者による物品の販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態のものについては、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当すること並びに登録制及び行為規制の適用対象となることを明確にするよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。
- 2 その上で、さらなる規制を課すべく、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。
 - (1) 投資型ファンドと同様の運用規制(忠実義務・善管注意義務、自己取引等の禁止、分別保管、運用報告書の交付等)を導入すること。
 - (2) 不招請勧誘禁止を導入すること。

第2 意見の理由

1 問題の所在

(1) 預託商法の定義と問題点

「預託商法」とは、消費者が購入した商品を、販売業者やその関連会社に預託して運用を委託し、運用に基づく配当その他の経済的利益を受ける取引である。

和牛オーナー商法や健康食品、自動販売機などを商材とした預託商法の被害はこれまでも発生してきているところであるが、近年の事例では、パチンコ型スロットマシン機、太陽光発電パネル、コンテナ、カード決済端末機などの商品を利用した商法が確認されている。

これら預託商法の多くは、消費者が業者から商品を購入し、同時に購入した商品を業者に一定期間レンタルするなどの契約を締結しているものの、商品の引渡しや所有権移転は著しく形骸化しており、実質的には、消費者が「第三者への商品のレンタル事業」に対し出資をし、当該事業の収益からの配当を受領するという投資契約としての側面がますます顕著になりつつあると言える。

このような預託商法においては、消費者は購入した商品が現存するか否か

も確認できないし、当該商品が運用されている実態も把握できない。そのため、購入した商品が実際には存在しなかったり、運用する事業の実態を欠くようなケースが多く、いずれ業者が破綻し、約束どおりのレンタル料はおろか元金すら返還されないという事態が頻繁に生起している。

(2) ジャパンライフによる大規模消費者被害の発生

主に高齢者をターゲットに「レンタルオーナー制度」を全国展開（80店舗）していたジャパンライフ株式会社（以下「ジャパンライフ」という。）は、消費者庁から4度の行政処分を受けたにもかかわらず事業を継続していたところ、2017年12月26日に銀行取引停止処分を受け実質的に破綻するに至り、債権者申立てにより、東京地方裁判所にて、2018年3月1日付けで破産開始決定がなされた。

ジャパンライフの「レンタルオーナー制度」は、顧客が磁気治療機器商品等を購入し、購入した顧客が購入した商品を同社に預託した上で、第三者（レンタルユーザー）に賃貸することによって、顧客に賃貸料が支払われるという取引であり、典型的な「預託商法」であった。

報道等によれば、本事件の被害者は全国で約7000人、被害総額は約2400億円とされている。我が国における大規模消費者被害としては、安愚楽牧場事件（被害者数約7万3000人、被害金額約4207億円）に次ぐ被害金額であり、豊田商事事件（被害者数約3万人、被害総額約2000億円）と併せて、被害金額の上位3件が、いずれも預託商法の手口で敢行されていたことになる。

(3) 預託商法に対する現行の法制度の限界を露呈したこと

以上の事実が示すのは、預託商法が往々にして大規模な消費者被害をもたらす手口であること、それにもかかわらず、預託商法に対する現行の法制度がこれを効果的に抑止し得ていないことである。

当連合会は、安愚楽牧場事件を受けて、2013年3月14日付けで「預託商法被害と特定商品等の預託等取引契約に関する法律の改正の在り方に関する意見書」を公表し、特定商品預託取引法の抜本的改正の必要性を指摘した。しかし、その後も改正はなされず、再び、本事件のような大規模な消費者被害が生起することとなった。今回こそ、真に実効性のある法制度の改正が図られるべきである。

2 「預託商法」についての現行の法制度の状況とその問題点

(1) 特定商品預託取引法

豊田商事事件を契機に制定された「特定商品等の預託等取引契約に関する

法律」は、政令指定商品について、3か月以上の期間にわたり、政令指定商品の預託及び当該預託に関し財産上の利益を供与することを約し、契約者(消費者)がこれに応じて当該商品を預託することを約する契約を預託等取引契約と定めている。その上で、同法は、預託等取引契約に対し、①正確な情報提供(書面交付義務、業務・財務書類閲覧等)、②契約離脱権(クーリング・オフ、中途解約権)、③行為規制(不当行為の禁止)を定めているほか、行政権限として、指示対象行為の規制(同法第5条)、報告徴収・立入検査権(同法第10条)、業務停止命令・指示処分(同法第7条)といった規制を定めている。

しかし、特定商品預託取引法による規制は、政令指定商品にしか及ばない。また、参入規制(登録制等)は導入されておらず、主務省庁に対する業者の定期的な報告義務等は定められていない。

(2) 金融商品取引法

預託商法は、商品の預託を受けて運用し利益配当を行う点で、金融商品取引法の「集団投資スキーム」と競合する場合がある。

「集団投資スキーム」とは、①契約形式を問わず、出資者から「金銭」又は「金銭に類するもの」(有価証券、手形、抛出した金銭の全部を充てて取得した物品)の出資・抛受を受け、②その財産を用いて事業・投資を行い、③当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配する仕組み(集団投資スキーム)であり、かかる仕組みに関する権利(集団投資スキーム持分)を有価証券として扱う旨定義されている(金融商品取引法第2条第2項第5号、金融商品取引法施行令第1条の3第4号、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第5条)。

類型としては、金銭抛出型集団投資スキーム(出資を受けた金銭を用いて各種事業を行うもの)、有価証券抛出型集団投資スキーム(金銭の代わりに有価証券を抛出するもの)(金融商品取引法施行令第1条の3第1号から第3号)、購入物品抛出型集団投資スキーム(顧客が金銭を抛出し、事業者が顧客のために対象物品を購入し、顧客が所有する対象物品を用いて事業を行い配当する取引)(金融商品取引法施行令第1条の3第4号)が挙げられている。

この点、預託商法は、法形式上では、顧客が事業者から商品を購入し、これを事業者に預託するという形態であるため、上記の購入物品抛出型集団投資スキームに該当することとなる。しかし、現行法令では、購入物品抛出型集団投資スキームとして、競走用馬のみが指定されている(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第5条)にとどまり、これ以外の物

品については規制が及んでいない。したがって、形式的に条文を解釈する限りにおいては、競走馬以外の物品を対象とする預託商法は、集団投資スキームの規制対象に該当しないように見える。

他方、解釈論としては、一定の預託商法については、集団投資スキームに該当するとの見解が有力に唱えられており¹²³、少なくとも、商品の特定性・実在性が希薄で実質的には金銭抛出と同視できるような預託商法については、現行法の枠組み・解釈においても、実質的には、「顧客が出資・抛出した金銭」を用いて事業を行うものとして、金銭抛出型集団投資スキームに該当すると考えられている。したがって、このような場合は、特定商品預託取引法と金融商品取引法の両法の規制対象となる。

このように、一定の預託商法については、解釈論として、集団投資スキームに該当する余地があるとされているものの、法文上からは預託商法が規制対象となり得ることが明瞭になっておらず、預託商法に対する金融商品取引法の適用を妨げない旨の規定もないため、上記解釈に疑義を生じかねない事態となっている。この結果、金融商品取引法の行政権限を所管する金融庁においても、預託商法業者が監督対象となり得ることについての意識は希薄であり、金融商品取引法に基づく効果的な法執行の阻害要因となっている。

また、現行法では、集団投資スキームのうち、投資型ファンド（出資総額の50%超を有価証券等に投資するもの）については、自己運用として投資運用業の登録が必要とされており、この場合には、投資運用業に課せられている運用規制の適用がある。他方、事業に投資する事業型ファンドについては、投資運用業の登録は不要とされており、運用規制が及んでいない。

この点、購入物品抛出型集団投資スキームは、抛出を受けた物品を用いて事業を行う事業型ファンドであるため、投資運用業の登録は不要となり、運用規制が及ばないという問題がある。

3 被害防止に必要な法規制の内容

ジャパンライフ事件を始めとする預託商法被害には、以下のような共通の特徴があり、これらに対応した効果的な法規制が必要である。

¹ 黒沼悦郎「金融商品取引法」（有斐閣・2016年）41ページでは、資金を抛出して事業者に事業を委ねる場合と、資金を投じて物品を購入して抛出し事業者に事業を委ねる場合とで、形式的な契約形態に差異があったとしても、出資者を保護する必要性という点では何ら変わりはないことから、購入者が購入した財産の管理・運用を他の者に委託し収益を得るという契約から購入者に生ずる権利は集団投資スキーム持分に該当するとの解釈が示されている。

² 金融商品取引法研究会・研究記録第28号「集团的投資スキーム（ファンド）規制」における中村聡弁護士の報告（5から6ページ）（<http://www.jsri.or.jp/publish/record/pdf/028.pdf>）

³ 神田秀樹・黒沼悦郎・松尾直彦編著「金融商品取引法コンメンタル（1）一定義・開示制度」（商事法務・2016年）65ページでは、脱法目的で物品抛出の形態を採っている場合には集団投資スキームに該当するとの見解が示されている。

(1) 規制対象の拡大

ジャパンライフを始めとする過去の大規模預託商法被害の最大の共通項は、実在の商品による裏付けがない、単なるペーパー商法であった点にある。

例えば、預託商法であっても、元々消費者が以前から保有していた商品を、業者に預託して預託利益を得るという形態であれば、契約高に見合った商品の裏付けを欠く、といった事態は生起しにくい。

このようなペーパー商法的な詐欺的預託商法が可能となるのは、「事業者による物品の販売と、その業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている場合」である。この場合には、消費者が拠出した金銭が、真実、商品の購入に充てられているか、購入したとされる商品が実際に存在するのかを、消費者としては確認する術に乏しく、結果として、悪質な業者によるペーパー商法の横行を許す潜在的な危険性が高い。商品の実在性・特定性の希薄な預託商法の横行を防止するためには、この形態の取引を適切に規制することが必要不可欠である。

(2) 許認可・登録制の導入

ジャパンライフ事件では、2017年末の破綻に至るまで約15年にわたり、レンタルオーナー商法による被害が拡大されていたが、その間、顧客からの被害申告は必ずしも多くはなかった。

そもそも、顧客としては、ジャパンライフが利益配当を継続している間は、同社の営業実態に疑問を抱いて相談・調査等の行動をとる意識を持ちにくい。また、疑問を抱いた顧客が解約・返金を求めた場合には、同社がこれに応じていたようであり、被害がなかなか顕在化しない一因となった。その一方では、同社の財務的基盤は、時間の経過とともに、ますます劣化していったものと思われる。

このような被害実態を前提とした場合、個々の消費者からの被害申告を端緒とした行政権限の行使は必ずしも有効に機能するとは考えられない。被害拡大の効果的な防止のためには、むしろ、継続的・定期的な財務的基盤・業務実態のモニタリングこそが重視されねばならない。

したがって、主務省庁による継続的な監督に服させるための前提として、許認可・登録制の全面的導入が絶対的に必要不可欠である。その上で、主務省庁が継続的かつ定期的に預託商法業者の財務的基盤・業務実態を把握し得るような法制度の整備がなされなければならない。

(3) 契約類型別によらない行政処分

ジャパンライフは、4回にわたり消費者庁から業務停止を命ぜられていた

にもかかわらず、事業を継続させていた。

具体的には、同社は、消費者庁から、預託等取引契約や訪問販売に関して業務を停止されると、形式的に契約形態を業務提供誘引販売取引に変更して業務を継続し、さらに、消費者庁よりこの業務提供誘引販売取引についても業務停止処分を受けると、今度は、「リース債権譲渡契約」なる名称で、ほぼ同様の商法を継続していたのである。

すなわち、特定商品預託取引法に基づいて契約類型別に行政処分を行うという枠組みでは、悪質な事業者が契約形態を形式的に変更することで処分の埒外である旨を強弁して、同様の事業を継続することを効果的に抑止できないのである。

求められるべきは一回的な処分により全面的な業務停止を可能とする制度である。

(4) 主務省庁への破産申立権限の付与

消費者庁は、ジャパンライフが、2016年度末（2017年3月末）時点において約338億円の債務超過であったことを把握し、これを踏まえて業務停止等の処分を行っていたものの、上記のような同社の対応により、業務継続及び被害の拡大を抑止し得なかった。

もし、主務省庁に破産申立権限が付与されていたならば、かかる事態は防止し得たものと思われる。もっとも、主務省庁が破産申立権限を適切に行使するためには、継続的かつ定期的に預託商法業者の財務的基盤・業務実態を把握し得ることが前提となるため、この点を含めた法制度の整備が不可欠である。

4 金融商品取引法による規制（意見の趣旨1）

当連合会は、預託商法を規制する最も簡便かつ効果的な方法として、商品の実在性・特定性が希薄な預託商法について、包括的に金融商品取引法の「集団投資スキーム」として規制し、その旨を明確化する法改正を求める。

これは、何よりも、現在の預託商法が投資取引となっているという実態に即している上、金融商品取引法において既に整備されている各規制・制度をそのまま活用できるからである。また、法執行の強化という点で、現行の特定商品等預託取引法の枠組みにおける規制よりも実効性が期待できる。

(1) 具体的規制対象及び改正試案について

預託商法被害の広がり及びその規模に照らせば、あらゆる預託商法を包括的に集団投資スキームとして規制することも一考である。しかし、規制対象の明確化という観点から、最も被害発生が懸念される「事業者による物品の

販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態」の預託商法を少なくとも包括的に規制対象とすべきである。

(2) 具体的な改正試案について

金融商品取引法の集団投資スキーム持分の定義は、前述のとおり、「金銭等の拠出」、「事業等の実施」、「配当等の分配」の三つが要件とされているところ、預託商法では、消費者から拠出させるのは形式上では金銭ではなく「物品」であり、かつ、事業者が行うとされているのは当該物品の「預託を受けて行う」レンタル業その他の「事業」である。

したがって、上記定義のうち、「金銭等の拠出」、「事業」の各要件において、預託商法（事業者による物品の販売と、その事業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態のもの）が対象となる旨を疑いなく明確にするような法文の改正が必要である⁴⁵。

(3) 金融商品取引法による規制・制度の活用

上記のような改正により「購入物品拠出型集団投資スキーム」の一種として、預託商法が規制対象となることを明確化することにより、以下のとおり、金融商品取引法の規制・監督を及ぼすことが可能となり、預託商法による被害を効果的に防止することが期待できる。

① 登録制

預託商法業者は、集団投資スキーム持分の自己募集を行う者として、第二種金融商品取引業の登録を要することとなる（金融商品取引法第29条）。

⁴ 「金銭等の拠出」の要件については、次のような改正案が考えられる。

【金融商品取引法施行令（金銭に関するもの）第1条の3第4号 改正試案】

「四 法第二条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭（前三号に掲げるものを含む。）の全部又は一部を充てて取得した物品（予め預託を受けることを約して出資者等において物品を購入させた場合を含む（物品を販売する者と預託を受ける者が同一事業者ではない場合も含む）。）」

※金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令は廃止。

※なお、施行令の上記括弧書き部分を内閣府令第5条に追加指定するという方法も考えられる。

⁵ 「事業」の要件については、次のような改正案が考えられる。

【金融商品取引法第2条第2項第5号 改正試案】

「民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（出資又は拠出をした金銭で取得した財産の預託を受ける事業も含む。）（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）（以下略）」

登録審査に当たっては、当該スキームが、出資法以下の金融法制に照らし許容されるものか否かについても確認する仕組みとし⁶、事業スキーム自体が出資法に抵触するおそれがあるような場合には登録を認めないという制度運用も可能である。悪質な預託商法では、スキーム自体が出資法違反の疑いを禁じ得ないものが多く、このような商法・業者を入り口の段階で排除する運用の整備も視野に入れるべきである。

無登録営業に対する罰則は5年以下の懲役、500万円以下の罰金（併科あり）であり、無登録で営業したということだけで摘発できるので、違反の場合は迅速な対応が可能である。

なお、無登録業者による未公開有価証券の売り付け等については、金融商品取引法の2011年改正で対象取引を原則無効としている（金融商品取引法第171条の2第1項）ところ、預託商法の無登録営業についても同様の措置を採れば民事効も得られる。

② 行為規制

第二種金融商品取引業者には、以下のとおり、各種行為規制が課せられており、被害発生の防止が期待できる。

- ・顧客に対する誠実義務（金融商品取引法第36条第1項）
- ・名義貸しの禁止（同法第36条の3）
- ・広告等の規制（同法第37条）
- ・契約締結前の書面の交付（同法第37条の3）
- ・契約締結時等の書面の交付（同法第37条の4）
- ・断定的判断の提供の禁止（同法第38条第2号）
- ・説明義務（同法第38条第6号、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1号）
- ・内閣府令で定める行為の禁止（同法第38条第8号）
- ・適合性の原則等（同法第40条）
- ・分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止（同法第40条の3）
- ・金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止（同法第40条の3の2）

③ 主務省庁による監督及び破産申立権限

第二種金融商品取引業者に対しては、以下のとおり、主務省庁の恒常的かつ継続的な監督権限が整備されている上、被害発生の懸念が生じた場合

⁶ 「事業型ファンド」を取扱う場合には、業務方法書において、ファンドスキーム、事業内容、顧客勧誘・説明方法、資金管理方法、収支計画、等について詳細に説明することが求められている（関東財務局「登録関係書式集（二種）」）。

には、事業継続そのものを強制的に停止させる権限も付与されており、被害拡大の防止が期待できる。

- ・事業年度ごとに事業報告書を提出（同法第47条の2、金融商品取引業等に関する内閣府令第182条第1項）⁷
- ・報告の徴取及び検査（同法第56条の2）⁸
- ・緊急差止・停止命令（同法第192条）⁹
- ・破産申立権限¹⁰

④ 自主規制団体（第二種金融商品取引業協会）によるモニタリング

第二種金融商品取引業の登録には、自主規制団体である第二種金融商品取引業協会への加入（もしくは、協会の定款その他の規制に準ずる内容の社内規則の作成）が要件とされているところ、同協会は、会員に対するモニタリングを行っており¹¹、行政による監督・指導との相互補完が期待できる。

⑤ 民事効

購入物品拋出型集団投資スキームとして、金融商品販売法の規制に服することとなり、同法の規制、民事効（説明義務、断定的判断・確実性誤認勧誘の禁止、損害額と因果関係の推定）が及ぶことになり、被害救済に資することが期待できる。

5 更なる規制の追加整備（意見の趣旨2）

預託商法による被害の発生・拡大を効果的に防止するためには、現行の金融

⁷ 少なくとも、事業年度ごとの事業報告書の提出が義務付けられており、恒常的な監督に服させることが可能となっている。なお、事業報告書の提出義務違反、虚偽の記載をした報告書の提出については、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科可能）が科せられている。

⁸ 本条に基づき、モニタリング調査票（①ファンド名、②業者区分、③取り扱う業務、④ファンドの形態、⑤運用期間に関する事項、⑥販売形態、⑦権利者に関する事項、⑧直近1年間の募集等の額、⑨運用財産額に関する事項、⑩純財産額に関する事項、⑪商品分類に関する事項、⑫投資対象に関する事項）の提出が求められている（金融商品取引業者向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-1（4））。

⁹ 金融商品取引法違反を早い段階で差止め、被害の拡大を防ぐ手法。裁判所への申立て権限は、金融庁長官から証券取引等監視委員会に委任されている。

この命令は、無登録業者による未公開株の勧誘、集団投資スキーム持分の募集・私募・運用、適格機関投資家等特例業務届出者の行為規制違反などについて申立てられた実績がある（2012年5月22日開催の第89回消費者委員会資料3「金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て（実施状況）」）。

また、この命令の違反は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科、法人は3億円以下の罰金等が科せられている。

¹⁰ 詐欺的ファンド商法等による被害の増加を受け、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律が2010年に改正され、第二種金融商品取引業者に対する申立ても可能となった。改正前の同法に基づく金融庁による破産申立事例として、2000年3月の南証券株式会社、2008年3月の日本ファースト証券株式会社がある。

¹¹ ①法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導・勧告等、②会員及び金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者に関し、契約内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資家の保護を図るため必要な調査、指導、勧告等、③会員及び金融商品仲介業者の金融商品取引法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査、などが実施されている。

商品取引法の規制では不十分な部分があるため、以下の規制を新たに導入すべきである。

(1) 運用規制の導入

前述のとおり、現行法では、集団投資スキームのうち、投資型ファンド（出資総額の50%超を有価証券等に投資するもの）については、自己運用として投資運用業の登録が必要とされており、この場合には、投資運用業に課せられている運用規制に服することとなる。他方、購入物品拋出型集団投資スキームは、拋出を受けた物品を用いて事業を行う事業型ファンドであるため、投資運用業の登録は不要となり、運用規制が及ばない。

しかし、事業型ファンドであっても、顧客から拋出された物品については、分別保管義務や善管注意義務を負うべきであるし、預託商法が繰り返し大規模被害を引き起こしてきたとの経過に鑑みれば、顧客に対する運用報告書の交付は必要不可欠な義務として課すべきである。

したがって、被害の可及的防止の見地から、購入物品拋出型集団投資スキームについても、投資運用業の登録を要するものとし、投資型ファンドと同様に、下記の運用規制を導入すべきである。

- ・ 忠実義務・善管注意義務（金融商品取引法第42条）
- ・ 禁止行為（同法第42条の2）¹²
- ・ 分別管理（同法第42条の4）¹³
- ・ 運用報告書の交付（同法第42条の7）¹⁴

(2) 不招請勧誘禁止の導入

不招請勧誘の禁止は、リスク耐性のない消費者が不用意に高リスク商品の取得勧誘にさらされる機会そのものを制限するという点で、被害防止に最も効果的な勧誘規制である。もっとも、現行法では、不招請勧誘の禁止は、店頭金融先物取引、店頭金融オプション取引、個人を相手とするその他の店頭デリバティブ商品に限定されている（金融商品取引法第38条第4号、金融商品取引法施行令第16条の4第1項）。しかし、預託商法は、リスクのある投資商品であり、リスク耐性に乏しい高齢者に被害が集中することが多い上、大規模な被害を繰り返してきたことに鑑み、不招請勧誘を禁止すべきである。

以上

¹² 自己取引による運用（第1号）、運用財産相互間の取引による運用（第2号）等

¹³ 現行では、「金銭」（金融商品取引業等に関する内閣府令第132条第1項）と「有価証券」（金融商品取引業等に関する内閣府令第132条第2項）しか対象となっていないので、「物品」について同様の定めを新たに追加する必要がある。

¹⁴ 商品の保有量や財務内容につき報告内容の正確性を担保する方途を別途講ずる必要がある。